

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画 令和7年度

項目	対策	
多職種とのタスクシェア・タスクシフトを推進する	看護職員	1. 初診時の予診、検査手順説明を実施し、医師の負担の軽減を図る 2. 中央処置室での採血業務を実施し、医師の負担の軽減を図る 3. 看護補助者、病棟クラークを確実に配置し、患者の移動等、看護職員の業務負担を軽減し、医師のタスクシフトに繋げる
	薬剤師	病棟等における薬学的管理等、薬物療法に関する説明等、医師への処方提案等の処方支援を行い、医師の負担の軽減を図る
	臨床検査技師	中央処置室での採血業務を実施し、医師の負担の軽減を図る
	診療放射線技師	「RI検査のために静脈路を確保し、RI検査医薬品を投与する行為、投与終了後に抜針及び止血する行為」の研修受講者が実施し、医師の負担の軽減を図る
	地域医療推進室	地域医療推進室の体制を充実させ、入院の説明を実施し、医師の負担の軽減を図る
健康確保措置を実施する	1. 当直分担の見直しによる負担軽減及び、勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制を実施する 2. 当直翌日の業務内容に対して配慮する 2. 連続勤務時間制限、勤務間インターバル確保及び代償休憩確保を可能とする勤務体制の見直しを行う 3. 長時間労働を行う医師に対し面接指導を実施する 4. 超過勤務が多い医師について所属長に報告し、業務の標準化を依頼する	
医師事務作業補助者の活用を推進する	医師事務作業補助者を適正に配置・活用し、医師の具体的指示のもと、医師の事務作業等を補助することにより、医師の負担の軽減を図る	
妊娠中・子育て中・介護中の医師の負担を軽減する	1. 妊娠中は夜勤免除する。本人が希望した場合のみ妊娠中は夜勤を行う 2. 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員は、就業規則に定めるところにより、夜勤及び休日勤務、時間外勤務を制限する 3. 育児短時間勤務については就業規則に定めるところにより取得することができる 4. 半日単位、時間単位の休暇取得制度がある 5. 小学校第3学年修了までの子を養育する職員は5日を上限とした「子の看護休暇」を取得することができる 6. 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規程による措置を活用した短時間正規雇用医師を活用する 7. 要介護状態にある家族の介護に5日を上限として「介護休暇」を取得することができる 8. 男性の育児休業については就業規則に定めるところにより取得することができる	
多職種からなる役割分担推進のための委員会等を設置する	1. 役割分担推進のための委員会は「医師等業務負担軽減対策委員会」とする 2. 当計画の実施状況等について、委員会に報告し審議を行う 3. 参加職種は次のとおりとする 医師、看護師、医療職、事務職	